

事業所の取組事例

スライド 1

事業所の取り組み事例を紹介します。

スライド 2

まずは個別支援計画への加算の位置づけについてです。

スライド 3

R5年度の集団指導では加算の要件が個別支援計画に「基づき」「位置づけて」「規定し」と規定されている加算について、個別支援計画書に記載するようお伝えしました。その後、反響が非常に大きく、現在ではほとんどの事業所が個別支援計画への記載に取り組んでいただいていると認識しております。しかしながら、本来の加算の趣旨としては、単に記載するだけではなく、利用者支援に関連するよう位置づける必要があります。

スライド 4

同じくR5年度の集団指導では、個別支援計画書には、事業所の支援の考え方が表現されていること、支援は個別支援計画に基づいて行うこと、個別支援計画を形骸化することなく、実態を伴う計画を作成することをお伝えしました。

スライド 5

実際に、ある事業所では利用者に必要な支援と加算の要件とを関連付けた個別支援計画書を作成していました。

個別支援計画の意義と加算の趣旨を理解した良い取り組みだと思います。今後、事業所のみなさまにおかれましても、単に加算の名称を記載するだけではなく、利用者支援に関連するよう位置づけることを意識し、個別支援計画の作成にあたっていただきたいと思います。

スライド 6

次に加算の記録についての取り組みです。

スライド 7

加算によっては算定に必要な記録を作成する必要があることはご存じのことと思いますが、記録の方法までは定められていないものが多くあります。ある事業所では加算に該当する支援を実施した場合、当該加算のみの独立した記録を作成していました。記録を独立させている意図としては、職員に加算のための支援であることを意識づける狙いがあるようです。日々の支援記録と加算の記録を物理的に分けるだけではなく、どのような支援が必要なのかを職員に意識してもらうよい取り組みだと思います。

スライド 8

この集団指導をご覧のみなさまは日々の支援にあたり、個別支援計画書をどのように活用されているでしょうか。ある事業所では個別支援計画の目標達成度を週に1回もしくは月に1回程度確認し、達成度を記録していました。

スライド 9

毎日の支援記録から個別支援計画の達成度について独立した記録を作成することで、個別支援計画の内容を常に意識し計画が形骸化しないよう心掛けていました。
この取り組みを状態像の変化に気付きにくい共同生活援助事業者や施設入所支援事業者が行っていたことは非常に意義がある取り組みだと思います。

スライド10

最後に児童通所支援事業所の取り組みです。

スライド11

ある児童通所支援事業所では偏食指導のため、給食の食べ残しや完食の状況を写真に撮り保護者に提供していました。

ここでお伝えしたいのは、食事の内容を保護者に共有していることも良い工夫ですが、それ以上に積極的に保護者とコミュニケーションを図ろうとする事業所の姿勢がよいと感じました。

他にも、給付費や加算の算定に関係ない場面で保護者と直接面談し、保護者の様子や面談内容をメモ帳が黒くなるほど手書きで記録をのこしている事業所もありました。

児童通所支援事業所の支援の対象はもちろん児童になりますが、保護者との信頼関係の構築は適切な発達支援を行う上で必要不可欠なものです。

今回ご紹介した取り組み以外にも児童通所支援事業所みなさまにおかれましてはさまざまな形で保護者とのコミュニケーションをとっているかと思います。

札幌市としても国のガイドライン等を踏まえ、児童だけでなく、家族支援も重視しているため、引き続き、児童への適切な発達支援の提供、保護者との信頼関係を構築し、質の高い支援と事業所運営を行っていただきたいと思います。